

# 特別支援教育における 教員養成・研修の取組と課題 (要旨)

特別支援教育は、改正学校教育法の施行（2007）により制度化された。従来の特別な場で教育を行う「**特殊教育**」から、一人一人のニーズに応じた適切な指導及び必要な支援を行う「**特別支援教育**」に発展的に転換。**全ての学校において**一人一人の教育的ニーズに応じ「適切な指導及び必要な支援」を行う**インクルーシブ教育システム**へ、観の転換が図られた。

特別支援教育は「**共生社会**の形成の基礎となるものであり我が国の現在及び将来の社会にとって重要な意味を持っている」（2007、「特別支援教育の推進について」通知）との理念のもと、今日の**多様化する学校教育**における様々な教育課題（児童生徒の学習・行動上の諸問題）の**解決・予防**を図り、全ての幼児児童生徒が安心して生活できる学校づくり（**学校教育の安定化**）への貢献が期待され様々な取組が行われている。

## 課題は「中身の充実」

—短期的課題から中長期課題へ—

### ◆**教員養成**における特別支援教育

- ・高度専門性のある特別支援学校教員の養成
- ・全校種の教員が必要とする基礎的知識

※介護等体験（H9，介護等体験特例法）／2単位の内の一部にも

### ◆**採用・人事**における特別支援教育の視点

- ・学校（区）における多様な専門性の確保

### ◆**現職研修**による幅広い人材育成

- ・ミドル・リーダーとしてのコーディネーターの育成
- ・特別支援学級・~~通級~~等教員のリカレント

# 特別支援教育の対象

★3.33% (約34万人)

／全児童生徒数 (義務教育) 1019万人

・特別支援学校 0.67% (約6万9千人)

視覚 聴覚 知的 肢体 病弱・身体虚弱

・特別支援学級 1.84% (約18万7千人)

視覚 聴覚 知的 肢体 病弱・身体虚弱 言語 自閉症・情緒障害  
学校教育法施行令第22条の3に該当する者：約16000人

増加

・通常の学級 (通級による指導) 0.82% (約8万4千人)

視覚 聴覚 肢体 病弱・身体虚弱 言語 自閉症 情緒障害 LD ADHD

この他

★発達障害の可能性のある特別な支援を要する児童生徒 6.5%

学校教育法施行令第22条の3に該当する者：約2,000人

(H26年5月1日現在,文科省)

## 特別支援教育担当教員の養成・研修

### ◆特別支援学校教員

- ・特別支援学校教諭等免許状 (H25保持率71.5%)
- ・免許法認定講習 (都道府県・政令市教委等)

### ◆特別支援学級担任

- ・特別支援学校教諭等免許状 (保持率30.5%)
- ・現職研修 (都道府県派遣、市町村教委等)

### ◆通級指導教室担当 (校内人事による)

- ・OJT／現職研修

### ◆通常の学級の担任等

- ・特別支援に関する校内研修等

# 特別支援学校教諭等免許状

## ★取得方法

- 大学の認定課程 ⇒基礎免許+26単位
- 免許法認定講習等での単位取得

## ★特別支援学校教員養成課程

- 専修免許状 58大学（定員1,549人）
- 一種免許状 140大学（定員29,690人）
- 二種免許状 2大学（定員170人）

⇒授与数（H25）専免263／一種4,372／二種4,842

⇒領域による偏り（視覚6大学・聴覚16大学）

# 特別支援教育に係る専門性

## ★教員としての基本的な専門性に加えて

発達障害等の神経学的な要因を背景とする  
認知（含感覚・知覚）の偏りや歪み

身体、心理（情緒・行動）、環境等の問題  
に対応（指導・支援）し、予防するために

◆幼児児童生徒の発達を科学的に評価し

◆教育的ニーズを的確に把握し

◆適切な指導及び必要な支援を行う 資質能力  
（個別の教育支援・指導計画／PDCAサイクル）

# 連続性のある多様な学びの場

★小・中学校の通常の学級、通級による指導、特別支援学級、特別支援学校といった連続性のある「多様な学びの場」を用意する（2012、共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システム構築のための特別支援教育の推進（報告））

## 【学校での取組】

- コーディネーターを核とするチーム支援体制
- UD※やRTI※の視点を取り入れた授業改善
- 支援員を活用した特別支援教室等※での支援
- 地域資源を活用するエリア・ネットワーク

## 通常の学級をベースとする連続的な支援システム（例）

